

公表監第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査、指定管理者監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和5年11月21日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

付記

報告監第5号 令和5年度第2回 監査結果報告書

(特定非営利活動法人 なごみ・特定非営利活動法人 三楽・

船坂小学校跡施設管理運営委員会)

西宮市長 石 井 登志郎 様
西宮市議会議長 山 田 ますと 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和5年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和5年11月20日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦
同 佐 竹 令 次
同 板 戸 史 朗
同 中 村 衣 里

目 次

財政援助団体監査結果報告（特定非営利活動法人 なごみ）

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間及び方法等	1
第3	監査の結果	2
1	補助事業の概要	2
2	補助金の概要	3
3	事務処理等の状況	5
第4	要改善事項	8
1	財政援助団体	8
2	所管部局	9
第5	監査委員の意見	9
1	所管部局	9

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「－」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

財政援助団体監査結果報告

(特定非営利活動法人 なごみ)

第1 監査の対象

特定非営利活動法人なごみ(以下「法人」という。)が、西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として令和4年4月1日から5年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

補助金	西宮市共生型地域交流拠点運営補助金 6,000,000円
所管部局	健康福祉局 福祉総括室 地域共生推進課

第2 監査の期間及び方法等

令和5年8月14日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

第3 監査の結果

1 補助事業の概要

(1) 法人の補助事業の概要

法人が実施する4年度の補助事業は、次のとおりである。

事業	内容
まちcaféなごみ 事業	共生型地域交流拠点「まちcaféなごみ」を週6日開設し、高齢者を中心とした多世代の交流や、繋がりづくり・居場所づくりを図っている。 飲料及び軽食の提供や介護予防の体操、日常生活の困り事や介護等に関する相談対応などを実施している。
まちなよろず屋 事業	日常生活の困り事を住民同士で助け合うワンコイン(利用料100円又は500円)での生活支援活動で、約200名の有償ボランティアが活動サポーターとして活動している。 利用料の8割が、活動費として活動サポーターに支給される。

(2) 事業の背景及び経過

共生型地域交流拠点(以下「交流拠点」という。)は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、地域住民が主体となって介護予防・相談支援等を実施する常設の地域福祉拠点で、開設及び運営は、地域住民と非営利の協力法人との協働で行われている。

介護保険法第115条の45第1項第2号(第1号被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業)に基づき、地域支援事業における一般介護予防事業として実施され、5年10月末現在で市内8か所に開設されている。

市は、平成26年度から補助事業の前身となるモデル事業を開始した。平成30年度に西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業として正式に事業化し、36の

地区社会福祉協議会圏域(概ね小学校区域)に各1か所の設置を推進している。

2 補助金の概要

(1) 補助の目的

実施要綱によれば、交流拠点の運営に要する経費について補助金を交付することにより、継続的な運営を行うことを補助の目的としている。

(2) 補助の対象

実施要綱では、運営補助金の対象となる事業として、交流拠点での交流活動、ネットワークの構築、運営委員会の実施、地域ニーズに応じた活動を別表1で定めている。また、補助対象経費となる報酬、報償費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、役員費、使用料及び賃借料の範囲を別表2で定めている。

(3) 補助金の算定

実施要綱別表2では、1週間における交流拠点の開設日数に応じて、次のとおり補助金上限額を設定している。

(単位：円)

開設日数	週3日	週4日	週5日	週6日
補助金上限額	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000

法人は交流拠点を週6日開設しており、上限額は6,000,000円である。

また、実施要綱第8条では、交流拠点の事業を通じて収入が発生した場合、運営者は市と協議を行い適切に処理を行わなければならないとし、この処理内容を「共生型地域交流拠点補助金手引き」で定めている。交流拠点の事業を通じて発生した収入は、拠点運営費用及び積立金に充当でき、収入額から充当額を除いた収入残額が補助金精算対象となる。法人における交流拠点の事業を通じて発生した収入は、交流拠点「まちcaféなごみ」の利用料(カフェの売上等)及びまちのよろず屋事業の利用料等である。

法人から市に提出された収支決算書によると、補助事業に係る収支状況は、

次のとおりである。ただし、「3 事務処理等の状況」に記載しているように、この収支決算書は適正に作成されておらず、補助事業に係る収支状況を正確に示したのではない。

(単位：円)

収 入		支 出	
共生型地域交流拠点運営補助金	6,000,000	補助対象経費	7,970,072
交流拠点「まちcaféなごみ」利用料	1,497,840	その他の経費	800,048
助成金・会費・事業収入	1,272,280		
合 計	8,770,120	合 計	8,770,120

補助事業に係る支出8,770,120円のうち、補助対象経費は7,970,072円、その他の経費は800,048円である。

また、交流拠点「まちcaféなごみ」の利用料は、「助成金・会費・事業収入」と合わせて、補助事業に係る支出8,770,120円のうち、補助金上限額6,000,000円を上回る部分2,770,120円に充当されており、補助金精算対象となる収入残額は生じていない。

したがって、補助金確定額は6,000,000円で、精算による返還は発生しない。

(4) 補助金の支出状況

過去5か年における補助金の支出状況は、次のとおりである。

(単位：円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
補助金交付決定額	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
補助対象経費	8,990,156	8,477,783	8,130,758	7,759,680	7,970,072
補助金確定額	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
補助金返還額	0	0	0	0	0

(5) 開設日数及び延利用者数

過去5か年における開設日数及び延利用者数は、次のとおりである。

交流拠点「まちcaféなごみ」

(単位：日・人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開設日数	280	280	231	237	279
延利用者数	14,469	12,332	8,128	7,280	8,472
うち65歳以上延利用者数	11,068	10,345	6,081	5,241	6,580

まちのよろず屋事業(4年度から補助事業)

(単位：日・人)

	4年度
開設日数	231
延利用者数	1,945
うち65歳以上延利用者数	1,790

交流拠点「まちcaféなごみ」の2年度及び3年度の延利用者数は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴い、市から利用制限の要請を受けたことにより、コロナ前の元年度と比較すると減少しており、特に65歳以上延利用者数が大きく減少している。4年度の延利用者数は3年度に比べて増加しているが、コロナ前の水準には戻っていない。

3 事務処理等の状況

補助金の交付に関する事務について関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 財政援助団体

ア 実績報告の時期

実施要綱第14条では、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに市長に報告しなければならないと定めている。しかしながら、法人では、実績報告書及び収支決算書を3月31日に

市へ提出しなければならないと認識していたため、決算額ではなく、見込額で収支決算書を作成していた。

イ 収支決算書の記載内容

収支決算書は、市の補助事業に係る収支を記載するものであるが、補助事業であるまちのよろず屋事業の収入及び支出が一切計上されていなかった。

また、「助成金・会費・事業収入」として、寄附金や市の補助事業以外の事業に対する助成金及び補助金が収入に計上されているが、これらの助成金及び補助金は、市の補助事業に充当できないものであった。実際には、市の補助事業に係る経費には、市補助金や交流拠点に係る事業収入のみが充当されているが、法人によると、収支決算書の記入方法が不明確であったため誤記したとのことである。

ウ 経費科目の選択

実施要綱別表2では、消耗品費を補助対象経費としているが、食糧費及び利用者に対して実費請求を行う消耗品費は補助対象外としている。

法人では、交流拠点「まちcaféなごみ」で使用する消耗品及び食材に係る支出について、領収書ごとに消耗品費か材料費かの経費科目を選択している。1枚の領収書に消耗品と食材が混在する場合に、金額が多い方の経費科目にまとめて計上しており、補助対象経費の消耗品費と、補助対象外経費の材料費の振分けを行っていないかった。

エ 情報セキュリティ対策

法人は、セキュリティシステムに係る契約を業者と締結し、パソコン及びネットワークのセキュリティ対策を講じていたが、5年6月にパソコン1台がウイルスに感染した。業者からの報告書によると、事務所のネットワーク以外で使用していたパソコンが、ウイルスに感染したとのことである。法人によると、このパソコンでは職員の個人情報を取り扱っていたが、5年9月時点で個人情報の流出は確認されていないとのことである。

また、セキュリティシステムに係る契約業者が、ウイルスに感染したパソコンから代替パソコンにデータを移行する際に、法人の経理規程や4年度事業計画書及び予算書のデータを誤って削除し、法人はこれらのバックアップを定期的に行っていない。したがって、経理業務が経理規程に従って行われているか、また、事業計画書及び予算書と補助金等交付申請書の内容が一致しているかは、監査に必要な関係証憑の不存在により監査が実施できなかったため、その当否について判断できなかった。

(2) 所管部局

ア 収支決算書の審査

「(1) 財政援助団体 イ 収支決算書の記載内容」のとおり、収支決算書は適正に作成されていなかったが、所管部局では十分に審査できていなかった。

収支決算書において、補助事業に係る収入及び支出の計上もれがあるにもかかわらず、所管部局では、補助事業に係る収入及び支出が全て計上されていると認識していた。

また、収入に計上された「助成金・会費・事業収入」には、市の補助事業に充当できない助成金等が含まれていたが、所管部局では内訳を確認していなかった。

さらに、所管部局では、交流拠点の事業を通じて発生した収入(交流拠点「まちcaféなごみ」及びまちのよろず屋事業の利用料等)が、補助事業に係る支出のうち補助金額を上回る部分に充当され、補助金精算対象となる収入残額は生じていないと認識していた。しかしながら、まちのよろず屋事業に係る収入及び支出の計上もれている等、収支決算書は適正に作成されておらず、所管部局では補助金精算対象となる収入残額を正確に把握できていなかった。

なお、上記のとおり収支決算書が適正に作成されていなかったことから、法人に再提出を求め確認したところ、交付した補助金について精算は生じな

かった。再提出後の収支決算書に基づく補助事業の収支状況は、次のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
共生型地域交流拠点運営補助金	6,000,000	補助対象経費	9,323,682
交流拠点「まちcaféなごみ」利用料	1,497,840	その他の経費	4,378,333
まちのよろず屋事業利用料等	1,501,800		
助成金・会費・寄附金・自主財源	4,702,375		
合 計	13,702,015	合 計	13,702,015

第4 要改善事項

以下の内容について、早急に措置を講じるよう求める。

1 財政援助団体

(1) 適正な収支決算書の作成

収支決算書は、事業年度が終了した後、見込額ではなく決算額で作成し、実績報告書とともに速やかに市へ提出されたい。

また、収支決算書は補助事業に係る収支を記載するものであることから、市の補助事業以外の事業に対する助成金等、市の補助事業に充当できない収入は計上することなく、補助事業に係る収入及び支出をもれなく計上されたい。

さらに、交流拠点「まちcaféなごみ」で使用する消耗品及び食材に係る支出について、補助対象経費の消耗品費と補助対象外経費の材料費の振分けを適正に行い、適正に収支決算書を作成されたい。

(2) 適正な情報セキュリティ対策

ウイルス感染を防止するため、パソコンを適切に使用するとともに、引続き情報セキュリティ対策を講じられたい。また、ウイルス感染等によるデータの消失に備え、定期的にバックアップを実行されたい。

2 所管部局

(1) 収支決算書の適正な審査

法人の補助対象となる活動を把握した上で、収支決算書に計上すべき項目を整理し、計上もれがないかどうかや、補助事業に関係のない項目が計上されていないかを確認されたい。

また、収入及び支出の内訳が不明確など記載内容に疑義がある場合は、金額の根拠の確認等を行い、法人に対して収支決算書を適正に作成するよう指導されたい。

第5 監査委員の意見

1 所管部局

補助金に係る手続は、実施要綱及び「共生型地域交流拠点補助金手引き」で定められている。しかしながら、実績報告の時期について法人と所管部局で認識が異なり、法人では、収支決算書の記入方法が不明確であったことによる誤記が見られた。所管部局でも、補助事業に係る収入及び支出の計上もれなどを発見できていなかった。

所管部局においては、補助事業に係る収入及び支出が網羅的に記載されるよう、収支決算書の記載事項を整理されたい。

また、実績報告の時期や収支決算書の記載内容について、「共生型地域交流拠点補助金手引き」に明記するなど、交付団体に周知して認識の共有を図られたい。

今回の監査では、補助対象経費の範囲について、所管部局が法人に対し十分に周知ができていなかったことから、法人が補助対象として計上していない経費が見られた。

市は今後、市内全域に交流拠点の設置を推進するとしているが、市の周知不足から補助金の範囲が狭く印象づけられ、新たな事業者の参入意欲をそぐこと

が懸念される。今後、補助対象経費について整理をし、交付団体に周知するとともに、新規事業者に対し丁寧な説明に努められたい。